防府市 図書館を使った調べる学習コンクール審査会設置要綱 平成25年9月1日制定

(目的)

第1条 防府市が募集する防府市 図書館を使った調べる学習コンクールに応募された作品を審査するため、防府市 図書館を使った調べる学習コンクール審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 防府市 図書館を使った調べる学習コンクールに応募された作品の審査に関すること。
 - (2) その他審査に当たって必要なこと。

(組織)

- 第3条 審査会の委員は、防府市子ども読書活動推進連絡協議会委員及び共催者の中から選出し、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 防府市子ども読書活動推進連絡協議会会長
 - (2) ボランティア・民間団体関係者代表
 - (3) 学校関係者
 - (4) 行政関係者
 - (5) 共催団体関係者

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は、互選によるものとし、会務を総括する。
- 2 副会長は、あらかじめ会長が指名した委員とし、会長に事故あるときは職 務を代理する。

(会議)

- 第5条 審査会は、会長が招集し、審査会の議長は会長をもって充てる。
- 2 審査会は、非公開とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する審査が終了するまでとする。

(庶務)

第7条 審査会に係る事務は、教育委員会教育部教育総務課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会 長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。